

安全管理規程（索道）省令、通達、素案

省 令	通 達	素 案
<p>今般、鉄道事業施行規則（昭和62年運輸省令第6号）（以下「規則」という。）等を改正したところであるが、これに伴い、規則第36条の3各号に規定する内容に関する解釈を下記のとおり定めた。</p> <p>安全管理規程（索道）の設定等に当たっては、事業者の組織、体制等に応じて適切な安全管理規程が定められ、輸送の安全の確保が図られるよう、管下事業者を指導されたい。</p> <p>また、規則、本解釈における各規定は相互に密接に関連していることから、これらの順序にとれられる必要はなく、必要な内容が安全管理規程に規定されていればよいので了知されたい。</p>	<p>今般、鉄道事業施行規則（昭和62年運輸省令第6号）（以下「規則」という。）等を改正したところであるが、これに伴い、規則第36条の3各号に規定する内容に関する解釈を下記のとおり定めた。</p> <p>安全管理規程（索道）の設定等に当たっては、事業者の組織、体制等に応じて適切な安全管理規程が定められ、輸送の安全の確保が図られるよう、管下事業者を指導されたい。</p> <p>また、規則、本解釈における各規定は相互に密接に関連していることから、これらの順序にとれられる必要はなく、必要な内容が安全管理規程に規定されていればよいので了知されたい。</p>	<p style="text-align: center;">株式会社長和町振興公社 安全管理規程 （目次）</p> <p>第一章 目的等 第二章 輸送の安全を確保に関する基本的な方針等 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法 第一節 輸送の安全の確保に関する組織体制 第二節 安全統括管理者の責務 第三節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法 第四章 索道施設の保守及び索道の運行の管理の方法</p>
<p>【法第十八条の三第二項第一号：輸送の安全を確保するための事業の営業方針に関する事項】 ・第1号 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項</p>	<p>規則第56条の3各号に規定する内容に関する解釈</p> <p>1. 第1号関係</p>	<p>第一章 目的等</p> <p>（目的等） 第1条 この安全管理規程（以下、「本規程」という。）は、鉄道事業（昭和六十一年法律第九十二号。以下「法」という。）第三十八条において準用する同法第十八条の三第二項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。 2 法令に基づき、輸送の安全の確保に関しては実施細則及びこれに関連する規程のほか、本規程に定めるところによる。</p> <p>第二章 輸送の安全確保に関する基本的な方針</p> <p>（輸送の安全を確保するための方針） 第2条 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定めるものとする。</p>

省 令	通 達	素 案
<p>イ 基本的な方針に関する事項</p> <p>ロ 関係法令等の遵守に関する事項</p>	<p>「基本的な方針に関する事項」及び「関係法令等の遵守に関する事項」は、索道輸送の安全の確保に関し、索道事業者としての行動規範となるべきものであり、事業運営に当たっての指針となるもの（以下「安全方針」という。）をいう。安全方針には、関係法令等の遵守と安全最優先の原則、安全管理体制の不断の確認等の理念について規定すること。</p>	<p>2 職員等の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一致団結して輸送の安全の確保に努めます。</p> <p>(2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するように努めます。</p> <p>(3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。</p> <p>(4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをします。</p> <p>(5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。</p> <p>(6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。</p> <p>(7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。</p> <p>3 第1項の方針に基づき策定した索道施設及び職員等に係る安全性向上のための施策は、適宜見直すものとし、当該施策及びこれに基づく取組みの実績その他安全に関する情報については、毎年度、これをとりまとめ安全報告書として公表する</p>
<p>【法第十八条の三第二項第二号：輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制に関する事項】</p> <p>・第2号 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 組織体制に関する事項</p> <p>ロ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項</p>	<p>2. 第2号関係、第4号及び第5号関係</p> <p>(1) 輸送の安全の確保に関する体制に概略について、図等に置いて示すこと</p> <p>(2) 「組織体制に関する事項」及び「経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項」には、以下の事項について規定すること。</p> <p>(イ) 索道事業における最高責任者を含む経営中枢の管理者の責務及び権限に関する事項</p> <p>(ロ) 索道事業における最高責任者を含む経営中枢の管理者による安全方針の維持、管理に関する事項</p>	<p>第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法</p> <p>第一節 輸送の安全の確保に関する組織体制 (社長の責務等)</p> <p>第3条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。</p> <p>2 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。</p> <p>3 社長及び役員は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。</p> <p>4 社長及び役員は、安全確保に関する改善施策の決定に際しては、次条及び第5条により輸送の安全確保に関する業務を統括管理する責務を有することとなる者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。</p> <p>5 社長及び役員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故・災害等」という。）の規模や内容等に応じ、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底しなければならない。</p>

省 令	通 達	素 案
	<p>(ハ) 安全統括管理者、索道技術管理者、索道技術管理委員の責務、権限及び選任に関する事項</p> <p>(ニ) 各管理者間相互の役割、所掌に関する事項</p> <p>(ホ) 事故、事故のおそれのある事態、災害等の鉄道輸送の安全に支障を及ぼすおそれのある事態の際の体制の整備に関する事項</p> <p>(ヘ) 輸送の安全の確保に関する重要な情報伝達の体制の整備に関する事項</p> <p>(ト) 各管理者に事故があった場合等における体制に関する事項</p>	<p>(組織体制)</p> <p>第4条 当社の索道事業における安全確保に関する体制は、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりにする。 (社長、責任者相互間の指揮命令系統を示す図)</p> <p>(1) 安全統括管理者：索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する</p> <p>(2) 索道技術管理者：安全統括管理者の指揮に下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を管理する</p> <p>(3) 索道技術管理員：索道技術管理者の指揮に下、索道の運行を管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を管理する</p> <p>2 前項の責任者の選任、解任等については、これを役職員に周知することより、輸送の安全確保に関する責任体制を明らかにするものとする。</p> <p>3 第1項の責任者は、輸送の安全確保に関する情報に係る相互の連絡を緊密にし、打ち合わせを正確に行うことにより、各々の業務を遂行し得るようにするものとする。</p>
<p>【法第十八条の三第二項第四号：安全統括管理者の選任に関する事項】</p> <p>・第4号 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項</p>	<p>(3) 「安全統括管理者の選任及び解任に関する事項」は、以下の事項について規定する。</p> <p>(イ) 安全統括管理者の要件に関する事項</p> <p>(ロ) 安全統括管理者の解任に関する事項</p>	<p>第二節 安全統括管理者等の責務</p> <p>(安全統括管理者の選任及び解任)</p> <p>第5条 安全統括管理者は、国土交通省令で定める資格要件を満たす者の中から安全に関して十分な知識及び経験を有する者を選任する。</p> <p>2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解任する。</p> <p>(1) 人事異動等により安全統括管理者の要件に満足しなくなったとき。</p> <p>(2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。</p> <p>(3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。</p> <p>(4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p>

省 令	通 達	素 案
<p>・第2号 ハ 安全統括管理者の責務に関する事項</p>	<p>(4)「安全統括管理者の責務に関する事項」は、索道事業における安全管理体制に必要な方法の確立、実施、維持及びその確認等の安全統括管理者が実施すべき事項について規定すること。</p>	<p>(安全統括管理者の責務) 第6条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。 (1) 安全確保を最優先とした輸送業務の実施及び管理部門を統括管理すること。 (2) 全職員に対し、関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させること。 (3) 輸送業務の実施及び管理の状況について、随時、確認を行い、必要な改善措置を講ずること。 (4) 輸送の安全確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し、社長又は役員その他必要な責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な意見を述べること。</p>
<p>【法第十八条の三第二項第四号:運転管理者(索道技術管理者)の選任に関する事項】 ・第5号 索道技術管理者の選任及び解任に関する事項</p>	<p>(5)「索道技術管理者の選任及び解任に関する事項」は、以下に掲げる事項について規定すること。 (イ) 索道技術管理者の要件に関する事項 (ロ) 索道技術管理者の解任に関する事項</p>	<p>(索道技術管理者の選任及び解任) 第7条 索道技術管理者は、索道課長を充てる。(選任した場合に相当することとなる事業所の索道の種類及び方式に応じて、国土交通省令で定める資格要件を満たす者の中から選任する。) 2 第5条2項の規定は、索道技術管理者の解任について準用する。</p>
<p>・第2号 ニ 索道技術管理者の責務に関する事項</p>	<p>(6)「索道技術管理者の責務に関する事項」は、索道施設の保守、索道の運行の管理その他の技術上の業務の管理等索道技術管理者が実施すべき事項等について規定する。</p>	<p>(索道技術管理者の責務) 第8条 索道技術管理者は、次に掲げる業務を総括管理する責務を有す (1) 索道施設の保守に関する事項 (2) 索道の運行に関する事項 (3) 係員の教育訓練に関する事項</p>
<p>ホ 索道技術管理員(第五十八条の七に規定する索道技術管理員をいう。以下同じ。)の選任及びその責務に関する事項</p>	<p>(7)「索道技術管理員の選任及びその責務に関する事項」は次の事項について規定する。 (イ) 索道技術管理員の選任に関する事項 (ロ) 索道技術管理員が実施すべき業務に関する事項</p>	<p>(索道技術管理員の選任及びその責務) 第9条 索道技術管理員は、索道主任を充てる。(索道技術管理者の業務を補助させるとともに、索道の運行を管理させるため、索道の種類及び方式、基数に応じて、国土交通省令で定める資格要件を満たす者の中から索道技術管理員を選任する。) 2 索道技術管理員は、勤務実態を考慮し索道の運行の管理に支障を生じないように必要となる者を選任するものとする。 3 索道技術管理員は、従事する索道における次に掲げる業務を行う責務を有する。 (1) 索道の運行の管理 (2) 索道施設の保守</p>

省 令	通 達	素 案
<p>【法第十八条の三第二項第三号:輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項】</p> <p>・第3号 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 情報の伝達及び共有に関する事項</p>	<p>3 第3号関係</p> <p>(1)「情報の伝達及び共有に関する事項」は、以下の事項について規定すること。</p> <p>(イ) 事故、事故のおそれのある事態その他輸送の安全を脅かす事態及び事故の防止対策に有効な情報に関し、最高責任者を含む経営中枢の管理者、安全統括管理者その他必要な管理者に対する報告の内容、方法等</p> <p>(ロ) 最高責任者を含む経営中枢と事業実施部門における輸送の安全に関する情報伝達の内容、方法等</p>	<p>第三節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法</p> <p>(業務報告)</p> <p>第10条 安全統括管理者は、輸送の安全確保に関する業務を統括管理者するため、不安全行動などの安全を損なう事態について索道技術管理者が業務の実施に関し随時報告すべき事項を定める。</p> <p>2 前項の報告内容については、法令違反、重大な怠慢、故意による行為等を除き、職員等の処罰に使用しない。</p> <p>3 役職員は、輸送の安全の確保に関し、相互に必要な情報を伝達しなければならない。</p>
<p>ロ 事故等の防止対策の検討及びその対策に関する事項</p>	<p>(2)「事故等の防止対策の検討及びその対応に関する事項」は、事故等の防止対策に有効な内外の関係する情報の取り扱いの方法について規定すること。</p>	<p>(事故防止対策の検討)</p> <p>第11条 安全統括管理者は、事故、事故のおそれがある事態その他輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、事故防止対策の検討を行うものとする。</p> <p>2 安全統括管理者は、前項の検討を通じて、不安全事象の再発防止又は安全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らされることが重要である事項については、役職員が共有]できるようにしなければならない。</p>
<p>ハ 事業の実施及びその管理の状況の確認及に関する事項</p> <p>ニ 安全管理規程に関する周知に関する事項</p> <p>ヘ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項</p>	<p>(3)「事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項、安全管理規程に関する周知に関する事項、事業の実施及びその管理の改善に関する事項」は、以下の事項について規定すること。</p> <p>(イ) 安全管理体制が適切に運用されているかどうかを確認する方法</p> <p>(ロ) 安全管理体制の見直し及び改善に関する方法</p> <p>(ハ) 上記の事項の実施の頻度</p> <p>(ニ) 外部能力を活用する場合にあっては、それに関する事項</p> <p>(ホ) 安全管理体制の維持のための教育訓練に関する事項</p>	<p>(業務の確認(及び外部能力の活用))</p> <p>第12条 安全統括管理者は、適宜、事業所に赴き輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講ずる。</p> <p>(2 前項の業務の実施及び管理の状況の確認については、必要に応じて適宜、外部能力を活用して行う。)</p> <p>(安全管理体制の維持のための教育訓練)</p> <p>第13条 安全統括管理者は、安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練の実施の方法について定めなければならない。</p>

省 令	通 達	素 案
<p>ホ 関係法令等及び事業に係る決定に関する記録その他の輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項</p>	<p>(4) 「関係法令等及び事業に係る決定に関する記録その他の輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項」は、以下の事項について規定すること。</p> <p>(イ) 安全管理規程、索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第3条の規定による実施細則、その他索道施設の保守及び索道の運行に関して必要な規程の整備に関する事項</p> <p>(ロ) (イ)の規定に基づく規程その他輸送の安全確保に必要な帳票類等の文書等について、管理及び記録の手順等に関する事項</p> <p>(ハ) 安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の重要な事項についての検討、決定等の記録に関する文書の管理及び記録の手順等に関する事項</p>	<p>(安全管理規程等の整備)</p> <p>第14条 安全統括管理者その他の責任者は、輸送の安全を確保するため、本規程技術基準省令第3条の規定に基づく実施細則の保守を定める。</p> <p>(規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等)</p> <p>第15条 本規程その他の輸送の安全確保に係る規程、索道施設の構造、性能等に係る帳票類等その他必要な資料等は、必要な部門に備え、適切に保管する。</p> <p>2 安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録は適切に保管する。</p>
<p>ト 索道施設の設置、改良及び保守に関する事項</p>	<p>(5) 「索道施設の設置、改良及び保守に関する事項」は、索道施設の設置又は改良の整備計画及び索道施設を安全な状態に維持するために必要な次の事項について規定する。</p> <p>(イ) 索道施設の設置、改良について</p> <p>①索道施設の設置又は改良の整備計画に関すること</p> <p>②索道施設の設置又は改良時の施工管理に関すること</p> <p>(ロ) 索道施設の保守について</p> <p>①索道施設の保守に関する計画に関すること</p> <p>②索道施設の保守に係る体制に関する事項</p>	<p>第四章 索道施設の保守及び索道の運行の管理の方法</p> <p>(索道施設の設置、改良)</p> <p>第16条 索道技術管理者は、索道施設の設置又は改良にあたり輸送の安全確保に支障が生じないように整備計画を策定し、安全統括管理者に報告する。</p> <p>2 索道技術管理者は、索道施設の設置又は改良の実施にあたっては適宜検査等を行って適切に施工されていることを確認する。</p> <p>(索道施設の保守管理計画の作成)</p> <p>第17条 索道技術管理者は、索道施設を常に安全な状態に保持するため、定期検査、補修など索道施設の保守に関する計画を作成し、安全統括管理者に報告する。</p> <p>2 前項の計画は、事業所の索道基数、施設整備に係る担当者数、作業量等を十分に考慮したものであって、索道の安全な運行に支障を生じないものとする。</p> <p>3 索道技術管理者は、第一項の計画の実行に支障を生じないように要員の確保、交換部品の供給等に努めなければならない。</p> <p>4 索道技術管理者は、索道施設の検査、整備に係る作業の方法、手順等を定め、これを関係者に周知し、徹底する。</p>

省 令	通 達	素 案
チ 係員の運用計画に関する事項	<p>(6)「係員の運用計画に関する事項」は、索道施設の種類、方式及び輸送状況を勘案し、輸送の安全確保に支障が生じないよう次の事項について規定すること。</p> <p>(イ) 索道の運行に係る係員の運用計画に関する事項</p> <p>(ロ) 索道の運行に係る係員の体制に関する事項</p>	<p>(ローテーション表の作成)</p> <p>第18条 索道技術管理者は、事業所における索道の種類、方式、旅客の状況等に応じて、輸送の安全を確保するための係員の配置及び作業標準を定め、安全統括管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 索道技術管理者は、前項の標準に従って、定められた索道の運行時間に対応した係員のローテーションを作成する。</p> <p>3 前項のローテーションは、索道毎に常に運行の管理に関する責任を有する者が配置されたものでなければならない。</p> <p>4 索道技術管理者は、索道の運行に支障を生じないように事業所ごとに所要の係員を配置しなければならない。</p>
リ 運行開始前の索道施設の点検に関する事項	<p>(7)「運行開始前の索道施設の点検に関する事項」は、索道施設の運行開始前の点検の実施、所要の係員の配置について規定する。</p>	<p>(始業点検)</p> <p>第19条 索道技術管理者（索道技術管理員）は、運行開始前に施設の始業点検を実施し、運行に支障のないことを確認し、所要の係員が所定の配置についてたことを確認した後でなければ運行を開始してはならない。</p>
ヌ 索道の運行に関する事項	<p>(8)「索道の運行に関する事項」は、次の事項について規定する。</p> <p>(イ) 索道の運行に係る管理・責任体制に関する事項</p> <p>(ロ) 索道の運行に係る制限等に関する事項</p>	<p>(運行管理の責任体制)</p> <p>第20条 索道の運行の管理は、索道ごとに配置された索道技術管理者（索道技術管理員）が行う。</p> <p>(乗車人員、乗車制限等)</p> <p>第21条 索道技術管理者は、乗車人員及び積載量の管理、危険品所持者その他の乗車制限に係る取扱いをあらかじめ定めて係員に周知し、徹底する。</p> <p>(異常気象時の対応方)</p> <p>第22条 索道技術管理者は、気象の状況に留意し、輸送の安全に支障を生ずるおそれがある場合には、危険要領により運行停止の指示その他の適切な措置を講じなければならない。</p>
ル 係員の育成及び資質の維持に関する事項	<p>(9)「係員の資質の維持に関する事項」は、索道施設の保守及び索道の運行に直接関係する係員の育成や資質維持のための教育訓練等の実施、その資質の確認等を規定すること。また、異常時の対応訓練を定期的実施すること規定すること。</p>	<p>(係員の資質の維持)</p> <p>第23条 索道技術管理者は、索道施設の保守及び索道の運行に直接関係する作業を行う係員に対し教育訓練を行い、作業を行うのに必要な知識及び技能を保有していることを認識しなければ当該作業を行わせてはならない</p> <p>2 索道技術管理者（索道技術管理員）は、係員が知識及び技能を十分に発できない心身状態にあると認めるときは、その作業を行わせてはならない。</p>

省 令	通 達	素 案
		<p>3 索道技術管理者は、係員の資質疑義のある報告を受けた場合、状況を確認した上で必要な教育計画を策定し、教育訓練を実施する。</p> <p>(事故発生時等の対応訓練)</p> <p>第24条 索道技術管理者は、事故発生時における対応を定める安全規程に基づき、係員が迅速かつ的確に対応できるように、あらかじめ係員の役割を定めるとともに、定期的に救助等に関する訓練を行わなければならない。</p>